

令和7年度から長期中干しと一部の地域特認取組は多面的機能支払交付金での申請となります

令和7年度 環境保全型農業直接支払交付金

令和7年度から、水管理を通じた環境負荷低減活動を強化するため、**長期中干し、冬期湛水、夏期湛水、中干し延期、江の設置等**の取組は、**多面的機能支払交付金**で支援します。

支援内容

長期中干し、冬期湛水等を行っている場合に多面的機能支払交付金で申請できる支援内容として、**資源向上支払（共同）「環境負荷低減の取組への支援」（みどり加算）**と**資源向上支払（共同）「多面的機能の更なる増進への支援」**があります。

※多面的機能支払交付金の対象農地は「①農振農用地区域内の農用地」及び「②都道府県知事が多面的機能の発揮の観点から必要と認められる農用地」です。**農振農用地区域外（生産緑地やいわゆる白地など）**で取り組む場合は、**申請主体の事業計画を承認するまでに②として当該農地を都道府県の要綱基本方針に位置付けておく必要**があります。

環境負荷低減の取組への支援（みどり加算）

申請主体

①多面的機能支払交付金の活動組織又は広域活動組織

②令和6年度に環境保全型農業直接支払交付金で申請していた、農業者の組織する団体又は一定の条件を満たす農業者（令和7年度～11年度に限る。）

※②の場合は、みどり加算のみが実施できます。

要件

- 対象取組の実施圃場における主作物について都道府県の慣行レベルから化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する。
- 活動期間中に取組面積を減少させず活動最終年度までに拡大する目標を設定し、達成する。**
- 申請主体が①の場合は、農地維持支払、資源向上支払（共同）を実施している。

※環境保全型農業直接支払交付金において、1圃場1取組としていたことを踏まえ、1圃場においてみどり加算と環境保全型農業直接支払交付金の取組を重複させることはできません。（ただし、環境保全型農業直接支払交付金でセットで支援していた有機質肥料(堆肥)については両交付金で申請することができます。）

交付単価

項目			交付単価 (円/10a)	
環境負荷低減の取組 への支援	化学肥料と化学合成農 薬を原則 5 割以上低減 する取組と併せて環境 負荷軽減に取り組む面 積が増加する場合	長期中干し	800	
		冬期湛水	4,000	
		夏期湛水	8,000	
		中干し延期	3,000	
		江の設置等	作溝実施	4,000
			作溝未実施	3,000

裏面に増進を図る活動やスケジュール等の説明があります。

多面的機能の更なる増進への支援（加算措置）

地域の創意工夫に基づき、地域で選択した活動と「広報活動・農的関係人口の拡大」を実施する場合に申請できます。令和7年度から**活動の選択肢の中に「水管理を通じた環境負荷低減活動の強化」が追加**されます。

※令和6年度までの増進活動についてわかる資料はこちら「多面的機能支払交付金のあらまし」
https://www.maff.go.jp/j/nousin/kanri/attach/pdf/tamen_siharai-126.pdf

申請主体 多面的機能支払交付金の活動組織又は広域活動組織

要件

・多面的機能の増進を図る活動に取り組んでいる活動組織が、新たに活動項目を選択し、1活動項目以上追加する場合又は初めて多面的機能の増進を図る活動に取り組む組織が2活動項目以上選択して取り組む場合、資源向上支払（共同）に単価の加算を行います。

※ほかの増進活動と同様に、活動記録をもとに実施を確認します。

※みどり加算の要件である、面積拡大目標や、化学肥料等の5割低減の要件はありません。

交付単価

(円/10a)

	都府県	北海道
田	400	320
畑	240	80
草地	40	20

※農地・水保全管理支払の取組を含め5年間以上実施、または長寿命化のための活動に取り組む地区は加算単価に0.75を乗じた額になります。

※加算措置の適用期間は、本加算措置を受けた年度から、当該活動期間の最終年度までに限ります。

増進活動の推進について

冬期湛水や江の設置など、生態系保全の取組にあたっては、生物のモニタリング調査を併せて実施することが効果的です。多面的機能支払交付金では、資源向上支払（共同）の農村環境保全活動において生き物調査や外来種駆除などに取り組むことが可能ですので、併せて御検討下さい。

また、増進活動では、環境保全型農業直接支払交付金での化学肥料等の5割低減の要件が外れ、取り組みやすくなりますので、生態系保全に関心のある地域において活用を御検討下さい。

活動・申請手続きの流れ

1～2月
要望量調査

6月末まで
事業計画の申請

活動の実施・
交付金の交付

活動の記録・報告

みどり加算は、令和7年6月末までの事業計画の申請及び令和8年1月末までの実施経過報告をもとに概算払い等が行われ、市町村が定める期日までに実施状況報告となる見込みです。ただし、実施経過報告から変更がない場合は、実施状況報告を省略できます。

増進活動は、これまでの多面的機能支払交付金の流れと同様、1～2月の要望量調査をもとに4月以降概算払い請求に応じて適宜支払いが実施され、市町村が定める期日までに実施状況報告となる見込みです。

詳細なスケジュール、要件は、農地が所在する市町村にご確認をお願いします。

農林水産省 農産局 農業環境対策課 ☎ 03-6744-0499

検索 環境保全型農業直接支払

http://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyo/kakyou_chokubarai/mainp.html

検索 多面的機能支払交付金

https://www.maff.go.jp/j/nousin/kanri/tamen_siharai.html

